

令和 7 年度東京都農薬危害防止運動実施計画

7 産 労 農 安 第 291 号
7 保 医 健 薬 第 583 号
令 和 7 年 5 月 12 日

1 背 景

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）により、登録農薬及び特定農薬以外の農薬の使用が禁止されているが、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）（以下「農薬使用基準」という。）が定められたことにより、登録農薬であっても農薬使用基準に反した不適切な使用は禁止され、これらに違反した場合には罰則が適用されることになった。

しかし、国全体としては、依然として農薬の使用に当たり周辺環境への配慮が十分でなかった事例及び住宅地周辺での周辺住民への農薬使用の周知の不徹底等の事例が見られる。また、農薬の不適切な管理による誤飲や農薬ラベルの確認の不徹底等に起因する農薬使用の違反事例が散見される。さらに、「住宅地等における農薬使用について」（平成 25 年 4 月 26 日付 25 消安第 175 号農林水産省消費・安全局長、環水大土発 1304261 号環境省水・大気環境局長）により、施設管理者等の農薬使用に際しての遵守事項の追加及びその指導、地方公共団体が行う病虫害防除における取組みの推進等が明記された。

このような状況の中、農作物の安全性の確保及び農業生産の安定のみならず、農薬の使用地域周辺の住民等の被害防止対策が強く求められており、農薬を安全かつ適正に使用することの必要性が高まっている。

2 目 的

東京都として、農薬についての関係法令等を関係者に周知徹底するとともに、適正な使用及び保管管理の方法等の農薬についての知識を広く周知することにより、農薬に起因する危害及び事故を防止する。

3 実施期間

令和 7 年 6 月 15 日から同年 7 月 14 日まで

4 実施事項

東京都農薬危害防止運動実施要領（令和 5 年 7 月 1 日付 5 産労農安第 653 号、5 保医健薬第 171 号一部改正）に基づき、関係機関等との連携の下、以下の事項を実施する。

- (1)パンフレット「農薬の危害防止について」の配布
- (2)産業労働局農林水産部のホームページへ東京都農薬危害防止運動内容を掲載
- (3)令和7年度東京都農薬安全使用講習会の開催
- (4)その他、農薬の取扱いについての指導取締り及び作業日誌への記録指導については通常業務として行う。
- (5)「住宅地等における農薬の使用について」（平成25年4月26日付25消安第175号農林水産省消費・安全局長、環水大土発1304261号環境省水・大気環境局長）及び「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」（平成22年5月（令和2年5月改訂）環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室）の周知徹底